

著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する ワーキングチーム（第1回）の意見の概要

【独占的利用許諾構成に係る検討】

1. 独占的ライセンスの対抗制度導入における制度設計

（1）総論

- まずは独占的ライセンスについて対抗要件制度と差止め請求権の制度を導入することが重要。その意味では、登録の代替となる対抗要件といった様々な検討が必要な部分の議論は先送りにして、文化庁への登録を前提に考えていくべきではないか。
- 既存の登録対抗制度一般についてどのような見直しができるかによって、登録に代わる対抗要件を特別に設けるか否かも変わってくる。そのため、まずは既存の登録対抗制度一般の見直しについて検討すべきではないか。

（2）登録の代替となる対抗要件について

- DX対応の議論でもデータベースの整備の必要性が指摘されているが、データベースへの登録を対抗要件とすることで、それがデータベース登録のインセンティブとなって、DX対応も進むということもあり得る。
- 虚偽の対抗要件具備をどのように防止するのかについても検討が必要。共同申請等の要件を課すことで虚偽性を排除するという考え方もあり得るが、その場合、共同申請をしてもらえずに対抗要件を具備できないといったこともあり得る。実務的には、共同申請ではない簡易な方法での対抗要件具備のニーズはあると思うので、虚偽性を排除する工夫と併せて簡易な方法についても検討してはどうか。
- 登録の代替となる対抗要件を設ける場合、一義的に相互関係等が決定できる必要があるため、民間のデータベースであれば認証制度を導入し、一分野に一つの統一的なデータベースとすること、あるいは、公的なデータベースを作ってそこに各データベースの情報を統合すること、といった制度設計が必要になるのではないか。
- 登録の代替となる対抗要件は既存の登録対抗制度を残しつつ導入することになると思うが、その場合、対抗要件具備の先後関係を明確にする必要がある。登録の代替となる対抗要件が民間のデータベースへの登録になるとすると、そのデータベースへの登録と文化庁への登録の先後関係を見ることになるのだろう。
- 共同申請の点については、虚偽を防ぐという点では共同申請の方がよいが、権利者側に

登録協力義務がないとされると単独で登録できなくなるため問題がある。

- 独占的利用許諾構成による場合において、登録の申請を共同申請とするときは、著作権者の登録協力義務が認められるか否かが問題となる。著作権者の登録協力義務は認められないとするのであれば、特別の措置を講ずる必要があるのではないか。
- 共同申請を維持するのであれば、登録協力義務が著作権者側にあるとするのは簡明でよい解決法だと思うが、今までの利用許諾契約における解釈を変更することになるため、その点についてどこまで立法で踏み込むのかは検討が必要。これに対して、共同申請を要求せず、例えば、登録の代替となる対抗要件において、ライセンシーの側から登録の申請があった場合は申請を受けた機関から著作権者に対し意思の確認をするという制度設計も考えられるのではないか。
- 明認方法については、著作物の場合、複製物が多数存在し得るため、第三者においてどこまで確認すればよいのか分からないといった問題や、その措置が施された時点の立証の問題があるので、採用するのは難しいのではないか。そのため、民間法人のデータベースのように一括して管理する方向になると思われる。その際は、人的編成主義を採用することになると思われる。民間のデータベースにするのか、文化庁への登録にするのかは、共同申請や登録免許税の点を踏まえて検討することになると思われる。

(2) 既存の登録対抗制度を改善して独占的ライセンスの対抗制度として導入することについて

- 物的編成主義で制度設計するのか、人的編成主義で設計するのかという点は、登録の単位だけではなく、各論点で横断的に関わる問題。それぞれの編成で何が実現できて、何が実現できないのかを明確にしていくことが必要。
- ①個別の著作物を単位とするのではなく、一定のまとまりで登録をすることができるようにする、②公開される登録情報の範囲を限定する、③将来創作される著作物についても、登録をすることができるようにするといったニーズに応えるのであれば、物的編成主義ではなく、人的編成主義を採用するほうがよい。
- 物的編成主義で将来創作される著作物の登録を認めようとする、その著作物が存在しない時点で著作物を特定する必要があるが、それは非常に困難。そのため、将来創作される著作物を対象とするのであれば人的編成主義を採るといった工夫が必要。
- ここでは取引関係者が、二重契約がされていないことを確認できれば足りるため、登録内容は誰でも閲覧できるようにする必要はない。そのため、人的編成主義を採りながら、開示範囲をコントロールするという制度設計が望ましいのではないか。

- 登録内容について何か知りたいという場面としては、著作権譲渡の場面、訴訟の場面などが考えられ、基本的には利害関係者が多いと思われる。こういった登録制度の内容にするのかにもよるが、様々な場面が有り得るとと思われる。
- 登録内容を閲覧することでライセンスの内容がすべて分かるようにしてしまうと、ライセンス内容を開示したくないから登録しないということになりかねず、現実的には使われない制度になる。制度が活用されるためには、登録事項は可能な限り簡潔にすることが望ましい。契約内容の詳細については、デューデリジェンスで確認すれば足りる。
- 将来の著作権の登録について、ゲーム業界からしか要望が来ていないが、これを認めるのであれば、原則としてゲームだけでなくすべての著作物が対象になると思われる。その際、ゲーム以外の業界においてこれを認めることによる問題が起こり得ないかという点については配慮して検討する必要があるだろう。

(3) 登録を備えていなければ対抗できない「第三者」に悪意者を含むか否かについて

- 善意か悪意かで訴訟になると、法律関係が不安定になるため、民法上においても背信的悪意者を除いて悪意者を対抗要件を備えていなければ対抗できない「第三者」に含んでいる。著作権法だけが悪意者を含まないとするのは難しいのではないか。

2. 著作権者等への訴訟手続面での配慮

- 法律上の義務として事前通知義務等を設けるといった著作権者等への配慮は特段不要。著作権者が特に独占的ライセンシーの差止請求の訴え等について制限をかけたいということであれば契約上の手当てで対応するのが適当。

【著作権的構成に係る検討】

1. 対抗制度の制度設計及び2. 著作権者等の意思への配慮の要否及び方法

- 法律構成に若干の違いはあるが、基本的には著作権的構成においても独占的利用許諾構成で議論した内容が当てはまると考える。

3. 施行日前に設定された独占的ライセンスの取扱い

- 独占的利用許諾構成と著作権的構成とで実質的な権利内容に大きな違いがなければ、新制度を施行日前に設定された独占的ライセンスにも遡及して適用してよいかどうかというのが決定的な問題であって、独占的利用許諾構成と著作権的構成のいずれを取るかで決定的な結論の違いが出るものではないと思われる。
- 仮に遡及適用すべきだとすれば、著作権的構成においても、法技術的には、一定の要件を満たす施行日前の独占的ライセンスについては、新たに創設される独占的利用権を設定したとみなすという経過規定を置くことで対応可能ではないか。仮に新たに創設される独占的利用権が物権的権利であるがゆえに強すぎるのであれば、例えば、経過措置として施行日前の独占的ライセンスについては短期の期間制限を付すといった措置も考えられるのではないか。
- 独占的ライセンシーに差止請求権を付与する規定は、創設規定ではなく、確認規定と見ることのできるのではないか。そうだとすると、不明確なものを明確にただけにすぎず、対抗要件のところは少し配慮が必要かもしれないが、基本的には遡及適用による法的安定性を害するという問題はそこまで先鋭的なものにはならないのではないか。

4. 権利の範囲・差止めの範囲、独占的利用許諾構成と著作権的構成の違い等

- 独占的利用許諾構成でも、著作権的構成でも大きな違いがないのであれば、著作権的構成によって独占的ライセンスを認める方向性について、前向きに検討したほうがよい。独占的利用許諾構成と著作権的構成との違いについて、立法論的な検討をすべきである。
- 立法にあたっての現実問題として、著作権的構成だと、どこまで細分化した権利の登録を許容することができるのかという問題が出てくるように思われる。
- 独占的利用許諾構成と著作権的構成は理論的に突き詰めていけば、出来上がる制度に違いはないのかもしれないが、著作権的構成だと、世の中に出すときに、何か物権的なもので、債権ではできなかったことができるようになるといった理解をされる可能性があり、独占的利用許諾構成で説明していった方が、柔軟性が確保しやすいといった可能性がある。いずれの構成がよいかを考える上では、このような世の中にどのように受け止められるかという点についても考慮が必要。

- 現行の著作権については、ライセンスバックのようなものが無い限り著作権者は自己利用ができないとされていたり、継続出版義務などといったデフォルトルールが定められていたり、出版分野にカスタマイズされた形になっているため、柔軟性がないように見られていると思う。この点は、そのようなカスタマイズがされていない独占的利用権を基本としつつ、出版分野についてのみ現行規定のような特則を置くという形も有り得るのではないか。
- 著作権的構成採る場合には、既存の著作権や、工業所有権法上の専用実施権等との関係で、同様の規律を及ぼす必要があるのかを検討する必要がある。例えば、公示方法や権利の範囲について立法論的に限定がかかってくるかどうかである。この点に関連して、設定される権利の範囲の「細分化」に限定をかけるべきとの議論があり得るが、この結論は物権的構成から論理必然的に導かれるものではなく、「細分化」によってどのような不利益や、問題があるのか生じるのかを具体的に検討する必要がある。
- 著作権的構成による新制度と現行の著作権を併存させ選択可能なものとする場合、著作権が負っていたニーズはそのまま著作権制度で吸収し、著作権では覆いきれないニーズを新しく創設される独占的利用権制度で吸収する形で棲み分けは可能と思われる。その上で、新制度の方では、著作権者本人による利用を認めることもオプションとして選択可能にしておくことも考えられる。
- 著作権的構成により、新しい物権的な利用権を創設することについては、抵抗があるかもしれない一方で、独占的利用許諾構成により、不動産を目的としない債権的な利用権について独占性の対抗や差止めを認めることにも、懸念が示されるかもしれない。どちらが受け入れられやすいのかについて、丁寧な検討をする必要がある。
- 従来から、著作権法にも専用実施権のような物権的権利を創設することが必要ではないかとの指摘があった。この点も踏まえて、今まで債権的なものと考えられていた独占的ライセンス契約に差止請求権という物権のような効力を新しく付与するという制度と専用実施権のような物権的権利を著作権法に合わせてカスタマイズした形で創設する制度と、どちらが一般に理解しやすいかは検討の余地があると思われる。
- 物権的なものをベースにすると当事者が自由にカスタマイズできるという説明は法制化の過程で受け入れられにくい可能性がある。一方で、この点は例えば、独占性の範囲については契約で柔軟に定められ、それに第三者効を付与するのだという独占的利用許諾構成のような説明の方が通りやすい可能性がある。独占的利用許諾構成の方が柔軟性

の説明がしやすいのであれば、その構成を前提にいろいろ柔軟にできるということを世の中にアピールしていくことも重要。

- 出版権的構成における独占的ライセンスの対抗制度を設けるときは、利用権の設定を受けたものの、その旨の登録を備える前に、著作権の譲渡がされ、その旨の登録がされた場合において、利用権の部分を譲受人に対抗することができるか否かを検討しておいた方がよい。
- 著作権者側からすると、出版権設定は著作権譲渡に比べてマイルドな手段として取られており、また、出版権には修正増減権など、著作権者の救済的な意味合いで著作権契約法のようなものが規定されている。一方で、独占的ライセンスも、著作権譲渡よりはマイルドな手段と受け止められる可能性があるが、契約の立て方によっては、ほとんど著作権譲渡と同じような効果を持つようなものもできかねない。そのため、今回創設する制度においては現行の出版権にあるような著作権契約法的な規定の必要性も検討してよいのではと考える。

(以上)